

令和4年度 CEV 補助金「よくある質問」(外部給電器編)

令和4年4月28日

<目次>

| | | |
|----|------------------------------------|---|
| Q1 | 補助金交付申請の概要、注意すべき期日等について..... | 1 |
| Q2 | 補助金交付申請時の留意点等について | 2 |
| Q3 | 補助金交付申請後の変更等について..... | 3 |
| Q4 | 実績報告時の留意点等について | 3 |
| Q5 | 外部給電器購入完了報告書(実績報告書の添付種類)について | 4 |
| Q6 | 新品の確認について..... | 4 |
| Q7 | 保有義務期間について | 4 |
| Q8 | その他..... | 4 |

Q1 補助金交付申請の概要、注意すべき期日等について

| No. | 問合せ内容 | 回答 |
|-----|--|---|
| 1 | 補助金の申請から補助金を受けるまで、いつまでにどのような手続きをする必要がありますか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・概略の流れは、以下の通りです。 ①まず、外部給電器の発注前に補助金交付申請書を提出いただきます。 ②申請書の審査は順番に行っていますので、概ね1か月程度を要します。申請書の審査を経て、補助金交付が正式に決定(交付決定)しましたら、交付決定通知書を送付します。 ③その交付決定通知書を受領後、外部給電器を発注、購入し、実績報告書を提出 ④実績報告書の審査が完了すると補助金額確定通知書が発行され、補助金が交付されます。 |
| 2 | 個人で外部給電器を購入することを考えています。個人で購入する場合でも、補助金の対象になりますか？ | <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度 CEV 補助金では、個人で購入する外部給電器も補助金の対象になります。 |
| 3 | 車両と一緒に購入すると補助金がでるのですか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度 CEV 補助金は外部給電器の購入費に係る補助事業となります。車両と一緒に購入することで補助する事業ではありません。交付決定通知書発行日以降に外部給電器を発注することが必要で、既に発注(購入)されたものは補助対象外となりますのでご注意ください。 |

| No. | 問合せ内容 | 回答 |
|-----|--|--|
| 4 | 応募要領に「外部給電器の発注は、交付決定通知書発行日以降でなければなりません。」とありますが、これはどういう意味でしょうか。 | ・発注の日付が、交付決定通知書発行日以降でなければならないという意味です。交付決定通知書が発行されてから、発注を行うようお願い致します。 |
| 5 | 応募要領に「外部給電器の発注は、交付決定通知書発行日以降でなければなりません。」とありますが、入札や契約自体は交付決定前にしてもよろしいでしょうか。 | ・交付決定前に、「発注」していなければ、それ以前の行為である入札・契約は問題ありません。 なお、補助金交付申請書の審査で、補助金交付できない申請と判断された場合は補助金交付されないこととなりますが、その場合には、当センターは既に行われた入札や契約に対して責任を負いかねますのでご注意ください。 |
| 6 | 交付決定通知書発行日以降とは発行日当日を含みますか。 | ・当日を含みます。 |
| 7 | 外部給電器の「納品」「購入費全額の支払い完了」は交付決定通知書発行日から60日以内をお願い致します」となっているが、60日を超えたらどうなるのですか。60日の起算日は発行日を含むのですか。 | ・60日以内に「納品」と「購入費全額」の支払いをしていただくことは必須条件ではありませんので、多少の遅れは問題ありません。できるだけ早く支払いを完了し、実績報告書の提出をお願い致します。 なお、60日の起算日は特に規定していません。 実績報告書の提出期限は支払い完了の日から起算して30日以内、または令和5年3月1日（必着）のいずれか早い日までです |
| 8 | 外部給電器の発注は交付決定通知書発行日以降である必要がある、とのことですが、発注の日はどのように判断するのですか？ | ・注文書、発注書の発行日を、発注の日と判断します。 |
| 9 | 補助金額は定額ではないのですか？ | ・令和4年度CEV補助金では、外部給電器購入価格の1/3が補助額となります。補助額＝（外部給電器購入価格）×補助率（1/3） 型式毎に上限額が定められていますので、当センターHPの補助対象外部給電器一覧「銘柄ごとの補助金交付額【外部給電器】」の標記内容をご確認下さい。 |

Q2 補助金交付申請時の留意点等について

| No. | 問合せ内容 | 回答 |
|-----|--|--|
| 1 | 同時に複数台（全て同一機種あるいは異なる機種が混在）の補助金交付申請をする場合は、登記簿謄本と役員名簿は1部で宜しいですか。 | ・申請書類の取り扱いのミスを防止するため、添付書類は同一のもので、1台ずつの申請単位に添付をお願いします。 |
| 2 | 複数台（全て同一機種あるいは異なる機種が混在）をまとめて購入する場合、補助金交付申請書に添付する見積書は、複数台分がまとめて記載されているものでかまいませんか。 | ・複数台分の見積書でも構いませんが、その見積書の中に、1台ごとの機種・単価等の明細が記載されていることが必要です。 ・また、複数の補助金交付申請書をつ一つの封書にまとめて封入して送付いただく場合でも、見積書は、申請書単位に、それぞれコピーを添付してください。登記簿謄本と役員名簿と同様、1台ずつの申請単位に添付をお願いします。 |
| 3 | 外部給電器と車両の補助金交付申請書を同じ封書にまとめて封入して申請できますか。 | ・車両と外部給電器の補助金交付申請書の受付処理の扱いは、封書単位に行い、全く異なりますので、申請書類の取り扱いのミスを防止するため、別々の封書で送付をお願いします。 |

| No. | 問合せ内容 | 回答 |
|-----|---|--|
| 4 | 補助金交付申請書が1月31日必着で、実績報告書が3月1日必着となると、約1カ月しかないが、間に合いますか？ | <ul style="list-style-type: none"> ・左記の日程は、年度末までに補助金交付するための最終・最短の日程として設定したもので、この日程を進めるためには、外部給電器の納品日、購入費の全額の支払い日に関して事前の入念な準備と確認が大前提となります。 ・補助金交付申請書は1月31日までに提出しても、実績報告書が3月1日（必着）に間に合わなかった場合は、補助金交付できませんので、できるだけ早めに計画され、補助金交付申請書を提出いただくようお願い致します。 （実績報告書の提出は支払い完了の日から起算して30日以内、または令和5年3月1日（必着）のいずれか早い日までです） |

Q3 補助金交付申請後の変更等について

| No. | 問合せ内容 | 回答 |
|-----|---|---|
| 1 | 補助金交付申請時の機種と違う機種に変更したい場合はどうしたらよいですか？ | <ul style="list-style-type: none"> ・「計画変更承認申請書（様式6）」を提出し、補助金交付申請を取り下げて頂き、改めて、新たな機種での補助金交付申請をして頂く必要があります。 ・このため、新たな機種の発注は、その機種についての補助金交付決定日以降である必要があります。 |
| 2 | 補助金交付申請した時の保管場所を異なる保管場所への変更は可能ですか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書で変更後の保管場所を記載ください。それ以外の提出書類等は必要ありません。 |
| 3 | 補助金交付申請書に記載した納品予定日、支払い完了予定日から遅れてしまう場合、どうすればよいですか？ | <ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付申請時の納品予定日、支払い完了予定日から遅れても問題はなりません。補助金申請は有効で、特に手続き等も必要ありません。 |

Q4 実績報告時の留意点等について

| No. | 問合せ内容 | 回答 |
|-----|--|---|
| 1 | 複数台（全て同一機種あるいは異なる機種が混在）をまとめて購入した場合、実績報告書に添付する支払証憑（領収証）（注文書/請求書/契約書も同様）は、複数台がまとめて記載されているものでかまいませんか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・複数台分の支払証憑（注文書/請求書/契約書も同様）でも構いませんが、その証憑の中に、1台ごとの機種・単価等の明細が記載されていることが必要です。 ・また、複数の実績報告書を一つの封書にまとめて封入して送付いただく場合でも、支払証憑は、申請書単位に、それぞれコピーを添付してください。 |
| 2 | 実績報告書を車両の補助金交付申請書と同じ封書にまとめて封入してもよいですか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・車両と外部給電器の処理の扱いは全く異なり、封書単位に行いますので、書類の取り扱いのミスを防止するため、別々の封書で送付をお願いします。 |
| 3 | 実績報告書の右上の日付（申請日）はどの日付を記載すれば宜しいですか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書の提出日をご記入下さい。 |

Q 5 外部給電器購入完了報告書(実績報告書の添付種類)について

| No. | 問合せ内容 | 回答 |
|-----|--|--|
| 1 | 「外部給電器購入完了報告書」(販売会社が作成する書類)の右上の日付は、どのような日付を記載させれば宜しいですか。 | ・納品日か納品日以降の販売会社の作成日を記入して頂いてください。 |
| 2 | 「外部給電器購入完了報告書」に添付する写真は原本でないためですか？ | ・外部給電器の製造番号等が読み取れば構いませんので、原本である必要はありません。 |

Q 6 新品の確認について

| No. | 問合せ内容 | 回答 |
|-----|---|---|
| 1 | 中古は申請できないとのことですが、新品であるかどうかの判断はどうするのですか。 | ・実績報告書に添付いただく「外部給電器購入完了報告書」(販売会社が作成する書類)で、販売会社に新品であることを証して頂きます。 |

Q 7 保有義務期間について

| No. | 問合せ内容 | 回答 |
|-----|---------------------------------|--|
| 1 | 保有義務期間の3年は、いつから起算され、いつまでになりますか。 | ・「外部給電器購入完了報告書」に記載された納品日から起算し、3年後の同月・前日までです。 |

Q 8 その他

| No. | 問合せ内容 | 回答 |
|-----|--|---|
| 1 | 国の補助金を重複して受けられないとありますが、CEV 補助金で車両の補助金を受けた場合、外部給電器の補助は受けられますか。 | ・「国の補助金を重複して受けられない」というのは、当該外部給電器に関して、ほかに国の補助金があっても、CEV 補助金と重複しては受けられないという意味です。 車両の補助金を受けていても、外部給電器の補助金申請は可能です。 |
| 2 | 外部給電器の申請をしようとしている支店が登記されていません。この場合、本店などの代表権者からの委任状を添付すれば、支店から申請は可能ですか？ | ・登記されていない支店は、委任状のあるなしに関わらず、申請者になることはできません。本店から申請して頂くようお願いいたします。 |